

新生児聴覚検査費助成制度/産婦健康診査費助成制度 及び各助成券の使用について

※1 令和8年4月1日以降に出産された産婦に対する助成となります

	新生児聴覚検査費助成制度 ※1	産婦健康診査費助成制度 ※1
制度の概要	<p>新生児聴覚検査費助成費用は、生後6か月未満の児の初回検査（AABR、ABR、OAE等）にかかる費用の上限5,000円です。</p> <p>※2 令和8年3月31日までに出生した児の場合、<u>上限3,000円</u>の助成となります。</p> <p>保険適用外費用のみが助成の対象となります。</p> <p>助成券の再交付は行いませんので大切に保管してください。</p>	<p>産婦健康診査費助成費用は、上限2回/各5,000円です。助成対象となる健康診査は、出産（流産・死産を含む）した日の翌日から起算して56日以内に受けたものです。</p>
対象者	<p>新生児聴覚検査日、産婦健康診査日のそれぞれの日に伊丹市に住民登録している産婦の方が助成の対象です。伊丹市外へ転出された場合は対象とならないため、転出先の市区町村で助成制度についてお問い合わせください。</p> <p>※転入された方は、転入日以降の検査や健診が対象です。</p>	
助成券の使い方	<p>助成券は、兵庫県内の協力医療機関・助産所で使用できます。（一部使用できない医療機関・助産所があります。）</p>	
	<p>受診前に必ず母の氏名・住所を助成券にご記入ください。</p>	<p>受診前に必ず氏名・住所・助成券裏面のこのころの健康チェック票を助成券にご記入ください。</p>
	<p>助成券は生後6か月未満の初回の新生児聴覚検査で、児1人につき1枚限り使用可能です。（ただし、今回の出産に限る。）</p>	<p>助成券は1回の産婦健診で1枚限り本人のみ使用可能です。（ただし、今回の出産に限る。）</p>
	<p>余った助成券の換金はできません。</p> <p>検査・健診費用が助成券の金額を超える場合は、超過金額は本人の負担になります。</p> <p>検査・健診費用が助成券の金額を下回った場合の差額の支払いはありません。</p>	
還付手続きの方法	<p>里帰り等で県外の医療機関を受診された方や助成券を使用できなかった方（助成券交付前に検査や健診を受けた場合も含む）は、後日金融機関口座振り込みでの助成となります。</p> <p>この場合は、医療機関等の窓口で新生児聴覚検査費用、産婦健康診査費用を一旦お支払いいただき、後日、保健センターへ申請して頂くことにより、助成可能な金額を依頼のあった金融機関口座にて受け取ることができます。（ただし、国内の医療機関に支払ったものに限る。）</p> <p>手続きには以下のものが必要になります。</p>	
	<p>①未使用の助成券</p> <p>②領収書（保険適用外）の原本・あれば、明細書（領収書のみでは内容が不明確の場合は、発行元へ確認させていただきます。）</p> <p>③母子健康手帳など検査結果が記載されているものの写し</p> <p>④振込先金融機関口座のわかるもの</p>	<p>①未使用の助成券（裏面の「このころの健康チェック票」の記入がされたもの）</p> <p>②領収書（保険適用外）の原本・あれば、明細書（領収書のみでは内容が不明確の場合は、発行元へ確認させていただきます。）</p> <p>③母子健康手帳の産婦健康診査受診記録（「出産後の母体の経過」のページの写し）</p> <p>④振込先金融機関口座のわかるもの</p>
	<p>※申請月の翌々月中頃に支給決定通知書を送付し、申請された金融機関口座に振込みます。</p>	
	<p>【申請期限】</p> <p>検査日から6か月以内に手続きをしてください。</p>	<p>【申請期限】</p> <p>健診日から2か月（やむを得ない場合に限り6か月）以内に手続きをしてください。</p>
医療費控除	<p>領収書の金額のうち、還付により助成を受けた金額分は、所得税の医療費控除には使用できません。</p> <p>また、所得税の医療費控除に使用した（確定申告済み）領収書では、還付申請ができません。</p>	

お問い合わせ先：伊丹市立保健センター

〒664-0898 伊丹市千僧1-1-1 TEL：072-784-8034/FAX：072-784-3281

R8.1.22作成

各事業の一部に、伊丹市協賛企業からの寄付を充当しています。